

1 外壁リフォームの設計

1-2 関係法令の遵守

1) 確認申請

増改築を伴う場合や、「大規模な修繕」、「大規模な模様替え」など、施工に着手する前にあらかじめ建築確認申請を必要とする場合があります。詳しくは所轄の建築指導課などで確認してください。

2) 防火規制

既存外壁の防火性能が法令の改正によって既存不適格となっている場合は、リフォームの際に防火性能を改善して適法化させる必要があります。詳しくは指定確認検査機関で確認してください。

(参考)

耐火構造の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取り扱い
<日本建築行政会議／建築物の防火避難規定の解説2016>より抜粋

告示に例示された耐火構造(準耐火構造、防火構造、準防火構造も同様)の外壁や軒裏に、表面材として木材等の可燃材料を張る場合や、外壁に一定の性能を有する外断熱材を施す場合は、それぞれの構造に必要な性能を損ねないと判断できる。なお、外壁の性能を損なわない外断熱材としてはグラスウール、ロックウール等の不燃系の断熱材が考えられる。

また、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄材で補強されたコンクリートブロック造、レンガ造若しくは石造の外壁については、有機系の断熱材(JIS製品である発泡プラスチック(下表)等)を用いた外断熱を施すことも可能である。

| 分類 | 種類 | JIS番号 |
|-----------|----------------|------------|
| 発泡プラスチック系 | ビーズ法ポリスチレンフォーム | JIS A 9521 |
| | 押出法ポリスチレンフォーム | JIS A 9521 |
| | 硬質ウレタンフォーム | JIS A 9521 |
| | フェノールフォーム | JIS A 9521 |

解説 耐火構造(準耐火構造、防火構造、準防火構造も同様)の外壁や軒裏に木材などの可燃材料を張る場合の取り扱いである。それぞれの構造に必要な性能を損ねないと判断できる程度のものであれば支障がないものとした。ただし、この扱いについては、例示仕様(告示)に示された構造方法の表面に張る場合であり、認定耐火構造等にあっては表面材を含めた認定が必要である。なお、FRP製などの表面材で火災時に高熱を発するなど一定の遮熱性能を損ねるおそれのある場合は大臣の認定が必要と思われる。

※上記判断はあくまで解説の抜粋であり、法律に明記されているものではありません。

各自治体の指定確認検査機関などの判断により、その取り扱いが異なる場合がございます。

3) 石綿に関する法令

建築物等の解体等工事における各種法令を遵守し、適正な対応を行ってください。
詳細・最新の情報は各省庁のホームページ等をご確認ください。

【石綿に関する代表的な法令(抜粋)】

- ・大気汚染防止法・同施行令・同施行規則の概要(環境省)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則(環境省)
- ・労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則(厚生労働省)
- ・石綿障害予防規則(厚生労働省)
- ・作業環境測定法・同施行令・同施行規則(厚生労働省)
- ・じん肺法・同施行規則(厚生労働省)
- ・建築基準法(国土交通省)
- 等